

川崎市地図及び空中写真複製頒布仕様書

令和8年1月

川 崎 市

第1章 総則

(業務内容)

1－1 川崎市（以下「市」という。）が作成した地図（都市計画基本図及び旧地形図）及び空中写真（以下「地図等」という。）を一般の利用に供するため、市と複製頒布に関する協定を締結した者（以下「代行者」という。）が、市が貸与する地図等を複製し、一般に頒布するものである。

1－2 頒布は、次のとおりとする。

(1) 地図 出力図

(2) 空中写真 出力印画

(作業規程等との関係)

1－3 この仕様書は、地図等の標準の取り扱いを定め、地図等の円滑な頒布に資することを目的とする。

1－4 この仕様書に定めるものその他は、必要に応じて国土交通省国土地理院の「空中写真複製作業規程」を準用する。

第2章 出力図

(使用材料)

2－1 出力図に使用する材料は、中厚手の上質紙で寸法は次のとおりとする。

都市計画基本図	A0判 (841 mm × 1,189mm)
旧地形図	A2判 (420 mm × 594 mm)

(出力図の区画単位)

2－2 出力図の区画単位は、次のとおりとする。

(1) 旧地形図のうち作成年が昭和36年以降の地図及び都市計画基本図は、国土基本図図郭（1区画は2.0km×1.5km）とする。

(2) 旧地形図のうち作成年が昭和17年から昭和34年の地図は、図郭図によるものとする。

(複製精度)

2－3 地図（都市計画基本図及び旧地形図）の出力図の複製精度は、必要な画線濃度を持って忠実に再現し、複写ムラ・ボケ・画線のカブリ等がないものとする。

(精度管理)

2－4 出力図の社内での精度管理は、別紙1により行うものとする。

第3章 出力印画

(使用材料)

3－1 出力印画に使用する材料は、大日本印刷社製DNP C P F D－G Nまたは、これと同等以上の性能を有するものとする。

(種類及びサイズ)

3-2 出力印画の種類及びサイズは、次のとおりとする。

種類	規格（サイズ）
1倍出力印画	23cm×23cm相当
2倍出力印画	46cm×46cm相当
3倍出力印画	69cm×69cm相当
4倍出力印画	92cm×92cm相当
部分出力印画	23cm×23cm
	46cm×46cm
	69cm×69cm
	92cm×92cm

(複製精度)

3-3 出力印画の複製精度は、均一な調子・色調を持ち、画像描写が明瞭で変色、汚染、焼ボケなどものとする。

(精度管理)

3-4 印画出力社内での精度管理は、別紙2により行うものとする。

(作業規程)

3-5 この複製作業においては、国土交通省国土地理院の「空中写真複製作業規程」を準用する。

第4章 地図等データの取り扱い

(地図等データの取り扱い及び利用機器)

4-1 地図等のデータ（以下「データ等」という。）を市から代行者に貸与する。

4-2 データ等は市が協定期間に限り貸与するものとし、代行者はこれを施錠できる事務室に保管・管理しなければならない。なお、データ等はハードディスクに格納して貸与する。

4-3 利用するパソコン及び出力装置（大型プリンタ等）は、代行者が用意すること。

なお、パソコン及び出力装置の消耗品（印刷用紙を含む。）についても、代行者が用意しなければならない。

4-4 市との協定期間が満了した場合（協定期間を延長した場合を除く）には、遅滞なくデータ等を返還すること。

4-5 障害が発生した場合には、データ等に起因する障害及び市が貸与した機器の不具合については市が対応するものとする。それ以外の障害及び代行者が用意した機器の不具合については、代行者が対応するものとするものとする。

なお、障害の原因が明確でないときには、市及び代行者が協議のうえ、対応方法を決定するものとする。

(利用機器の性能等)

4－6 出力装置の性能等は下記の程度とする。

大判レーザープリンタ	RICOH-imagio MP W5100TR (A0～A3対応) 又はこれに相当する機能を有するものとする。
その他	システムの動作確認が得られること。

第5章 雜 則

(情報セキュリティ関連規定の遵守)

5－1 頒布業務の履行にあたり、川崎市情報セキュリティ基準その他の関連規定を遵守すること。

(関係法令の遵守)

5－2 代行者は、労働基準法、労働組合法、労働関係調整法、最低賃金法その他関係法令を遵守すること。

(頒布状況の報告)

5－3 頒布状況の市への報告は、下記のとおりとする。

(1) 毎月の頒布状況については、市が別に定める報告書を毎月末日現在で作成し、翌月5日（5日が川崎市の休日に当たるときは、次の開庁日）までに都市計画課長あてに提出すること。

(2) 上記の事務処理については、市が記載内容等を確認する必要がある場合、代行者は書類の提出等に協力すること。

別紙 1

種類	精度管理項目	精度管理基準
都市計画基本図及び旧地形図の複製	1 複写濃度 2 ボケ・ムラ 3 画線の再現性 4 汚れ、変色の有無	・精度管理項目の4項目について特に留意すること。 ・不適当なものは、再作成すること。

別紙 2

種類	精度管理項目	精度管理基準
密着・引伸印画、部分引伸印画	1 階調 2 鮮銳さ 3 粒状性 4 ハイライト部及びシャドー部の再現性 5 画像の歪み	・写真判読作業に適合するものとして下記の4項目について留意すること。 (1) 階調は豊富であること。 (2) カラーバランスは良好であること。 (3) 鮮銳さはシャープであること。 (4) ハイライト部及びシャドー部は鮮明であること。